JP-MIRAI 外国人労働者相談・救済パイロット事業に関する承諾書

申込日：2022年●月●日

【参加法人名称】　殿

写し：一般社団法人JP-MIRAIサービス

|  |  |
| --- | --- |
| 法人名（関連法人） | ふりがな |
| 　 |
| 代　表 | ふりがな |
| 　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　㊞ |
| 所　在 | ふりがな |
| 〒　　　　―電　話（　　　　）　　　　―ＦＡＸ（　　　　）　　　　― |
| Ｅメール | 　　　　　　　　　　　　＠ |
| 担当者 | 氏名：　　　　　　　　　　　　　　電話： |
| 業　種 |  |

* **当社は、JP-MIRAIサービスが実施する「JP-MIRAI外国人労働者相談・救済パイロット事業」の実施にあたり、別添の関連法人参加規約に同意し、【参加法人名】の「関連法人等」として協力します。**

一般社団法人JP-MIRAIサービス

2022年4月●日版

**JP-MIRAI外国人労働者相談・救済パイロット事業**

**関連法人参加規約**

1. （前提）

当社は、「一般社団法人JP-MIRAIサービス」が実施する「JP-MIRAI相談・救済パイロット事業」（以下「本パイロット事業」という。）の目的及び趣旨に賛同し、関連法人として本パイロット事業に協力する。

1. （本プロジェクトの実施）

JP-MIRAIサービスは、自らまたは第三者（以下、JP-MIRAIサービス及び第三者を総称し「JP-MIRAIサービス等」という。）に委託し、関係法令を遵守し、本パイロット事業の目的及び趣旨に適合するよう本パイロット事業を実施するものとする。

1. （関連法人のサービス利用）

JP-MIRAIサービスは、本パイロット事業において、関連法人に対し、利用規則に従い、以下のサービスを利用することを承諾する。

1. 関連法人の従業員及び外国人労働者が、JP-MIRAI相談窓口を利用すること。
2. JP-MIRAIサービスが必要と認めた場合、関連法人の外国人労働者が、ADRを利用すること。
3. （関連法人の承諾事項）

関連法人は、本パイロット事業に協力するにあたり、次の事項を承諾する。

1. JP-MIRAIサービス等が関連法人の外国人労働者に対して本パイロット事業に関する情報を提供すること。
2. JP-MIRAIサービス等が関連法人の外国人労働者からの相談に応対すること。
3. JP-MIRAIサービス等が関連法人の外国人労働者から提供された情報を、当該労働者の個別の同意が得られた場合に第三者に提供すること。
4. JP-MIRAIサービス等が法令に反しない範囲で関連法人と関連法人の外国人労働者との間の紛争の解決をあっせんすること。
5. JP-MIRAIサービス等が本パイロット事業の実施により得た情報を関連法人及び関連法人の外国人労働者が識別されないよう加工し公表すること。
6. JP-MIRAIサービス等が本パイロット事業により提供する役務について、関連法人の外国人労働者が当該役務を利用した際に、当該労働者を不利益に扱わないこと。
7. JP-MIRAIサービス等が本パイロット事業の実施により得た情報を参加法人に開示すること。
8. （関連法人の協力事項）

関連法人は、本パイロット事業に協力するにあたり、次の事項に協力する。

1. 関連法人の労働者に対して本パイロット事業に関する情報を提供するよう努力すること。
2. 関連法人のサプライチェーン企業に、本パイロット事業への情報を提供するよう努力すること。
3. 関連法人は、JP-MIRAIサービス等が関連法人及び関連法人の外国人労働者間の紛争の解決のあっせんを行った場合、解決に協力するよう努力すること。
4. （免責事項）

関連法人は、JP-MIRAIサービスのパイロット事業が公益を目的とする社会実験であることを理解し、次の各項目について承諾するものとする。

1. JP-MIRAIサービス等が関連法人の外国人労働者の権利を擁護するため、関連法人の利益と相反する活動を行う可能性があること。
2. JP-MIRAIサービス等が本パイロット事業の実施により、関連法人に何らかの成果物の提供を約するものでないこと。
3. 関連法人が本申込書に反し、JP-MIRAIサービスがその是正を書面で要求し、速やかに求められた対応が行われない場合、関連法人が本パイロット事業へ協力する資格を喪失すること。
4. （反社会的勢力に該当しないこと）

関連法人は次の各号に該当しないことを表明する。

1. 自らが、暴力団、暴力団関係企業、総会屋若しくはこれらに準ずる者又はその構成（以下、「反社会的勢力」と総称する。）ではないこと。
2. 自らの役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいう）が反社会的勢力ではないこと。
3. 反社会的勢力に自己の名義を利用させ、この契約を締結するものでないこと。
4. 本物件の引渡し及び売買代金の全額の支払いのいずれもが終了するまでの間に、自らまたは第三者を利用して、この契約に関して次の行為をしないこと。

ア 相手方に対する脅迫的な言動又は暴力を用いる行為

イ 偽計又は威力を用いて相手方の業務を妨害し、又は信用を毀損する行為

1. （個人情報の保護）

関連法人は、JP-MIRAIサービス等が本パイロット事業を遂行する目的で、関連法人及び関連法人の外国人労働者の個人情報を取得することに同意する。

（2022年3月22日版）